
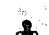



広報 しんち

87号

5月1日現在
()内は前月比

 1,959世帯(0)
 男 4,278人(-5)
 女 4,417人(-1)
 合計 8,695人(-6)

53/6



かあさんのうた



藤崎 (駒小二年)
齊藤 尚希

おかあさんは はたらきものだ
 じつと たたみにすわっているこ
 とがない
 はたけてトラクターをうごかし
 たんぼでは たうえぎやバインダー
 をうごかし
 ダンプでひつこしのてつだいをし
 たり さいせきをはこんだり
 とてもいそがしい
 まるで きかいのようにはたらく
 おかあさん
 ぼくはたいへんだなあとおもう
 でも はたらくときのおかあさん
 は たのしそうだ
 ぼくもおかあさんのように
 はたらきものになりたい

〔二男二女の母 良子さん、トラクター、ダンプの運転と男まさりの働きをするガンバリ母さんである〕

今月の主な記事

火力発電所特集	2	3	4
広域水道事業に着手			5
税金がもどります			6
社会教育指導員に			
小泉さんが就任			7
おしらせ			8

“かあさんのうた” 募集中
 (くわしくは8Pをご覧ください)

火力発電所特集

電力の現状と将来

—発電所の誘致をめざして—

町では、三月定例町議会で「電源開発調査特別委員会」の報告をうけて、火力発電所を誘致するの方針をきめました。
この方針から、議会にも「火力発電所誘致促進特別委員会」が設置され、火発誘致についての具体的な検討を進めています。
そこで、今月号では火力発電所についてとりあげました。

年々増加する電力需要

電力の現状と将来

電力は、照明やテレビ等、家庭の日常だけでなく、交通、通信など私たちの生活にとって大切な役割をはたしています。また、動力源や熱源として産業活動の原動力となっており、わが国のエネルギー総需要のほぼ三分の一が電力でまかなわれています。

電力の発電形態には、水力、火力及び原子力があり、現在の発電の約八割は火力発電が占めています。

福島県の電力需要をみると、昭和五十一年の年間電力消費量は六十一億キロワット時で、発電量は三十一億キロワット時となっており、新たに四千万から九千万キロワットの供給確保が必要であるといわれています。

このように、国全体としての電力の需要は、うなぎのぼりに増加することが考えられます。また、

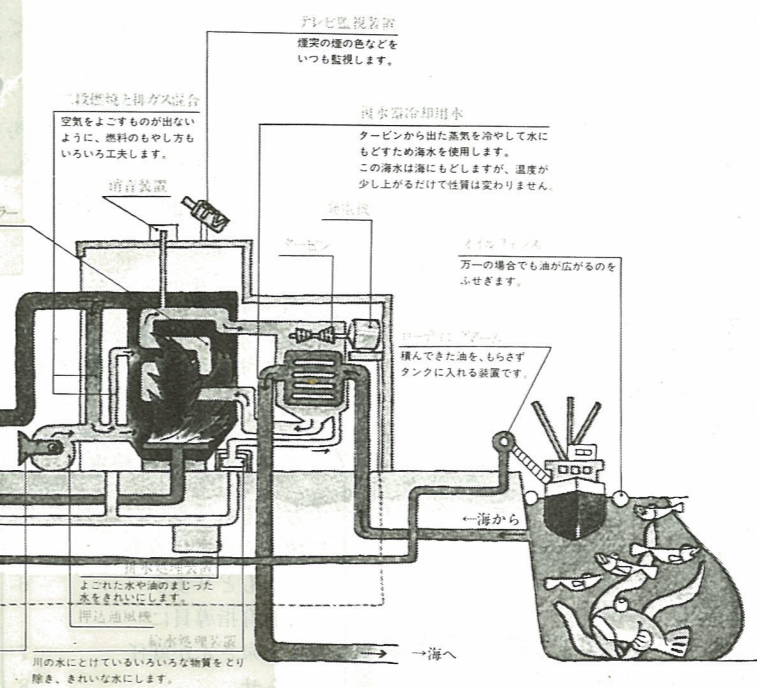
第三次全国総合開発計画(三全総)によると、電力に必要な設備能力が六十年末でおよそ一億八千万キロワット、六十五年にはおよそ二億三千万キロワットに達すると想定されています。このため、新たに四千万から九千万キロワットの供給確保が必要であるといわれています。

これまでの歩み

- | | | | |
|----|----|----|--|
| 52 | 3 | 15 | 3月定例町議会の一般質問で、武田正信議員が火力発電所誘致を提言 |
| | 4 | 8 | 武田議員の一般質問をうけて、全議員と町執行部が2班に分かれ、東北電力新仙台火力発電所視察 |
| | 7 | 11 | 火力発電所状況聴取のため出県(議長、副議長、町長、企画開発課長) |
| | 8 | 8 | 第6回臨時議会で「電源開発調査特別委員会設置について」が議員発議 |
| | 9 | 12 | 電源開発調査特別委員会設置・第1回特別委員会開催 |
| | 10 | 31 | 第2回特別委員会開催 |
| | 11 | 18 | 第3回特別委員会開催 |
| | | 19 | 特別委員会東北電力秋田火力発電所視察 |
| | | 29 | 特別委員会東京電力広野火力発電所視察 |
| | 53 | 2 | 特別委員会東京電力南横浜火力発電所視察 |
| | | 7 | 第4回特別委員会開催 |
| | | 8 | 3月定例町議会で特別委員会が「火発誘致は妥当」との結論を報告 |
| | | 27 | 特別委員会の報告をうけて町長が議会に対し「電源開発の促進を要請 |
| | | 3 | 議会に「火力発電所誘致促進特別委員会」が設置 |
| | | 16 | 第1回特別委員会開催 |
| | | 17 | 第2回特別委員会開催 |
| | | 4 | 相馬市、山元町 |
| | | 5 | 丸森町に対し、協力を、提携を要請 |
| | | 5 | |
| | | 27 | |
| | | 6 | |
| | | 1 | |

火力発電のしくみ

火力発電は、ボイラーで重油、ガス、石炭等の燃料を燃やし、水で蒸気をつくり、その蒸気力でタービンを回します。これに発電機を直結して回転させ発電させるもので、電力の需要、用途に応じて数万キロワットから数百万キロワットの出力規模のものがあります。



電源三法による交付金

一キロワット当り三〇〇円

電源三法とは、「発電用施設周辺地域整備法」「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」をいい、電源開発促進を目的に、昭和四十九年に制定されました。

電源開発促進税法は、電力会社から電力の販売量に応じて税金を徴収するというもので、税金は電気一キロワット当り八十五円で、このお金で電源開発促進対策特別会計がつけられています。

発電用施設周辺地域整備法は、この特別会計によって発電所を設置した市町村に交付され、発電所周辺地域の公共施設、たとえば道路、公園、スポーツ施設、教育文化施設、医療施設の建設をすすめ、地元の振興をはかろうとするものです。

この交付金は、出力一キロワット当たり三百円で、発電用施設の設置工事が開始される年度から運転を開始する年度まで(火力発電所の場合は三年間)交付されます。かりに百万キロワットの火力発電所ができる場合で試算してみると、発電所のできる市町村におよ九億円、また、同額が周辺の市町村にも交付されます。

また、地元の情勢からみて立地が特に困難な発電所には、立地の促進をはかるため、交付金を上乗せする特別措置が認められています。この特別措置は三年間の暫定措置で、五十四年度末までに電源

年々強まる公害規制

発電所の防止対策

汚染物質と防止対策

火力発電所で問題となるのは、公害です。火力発電所では、ボイラーで重油などの燃料を使用するため、油の中に含まれた硫黄分が燃焼に伴い、煙の中に硫黄酸化物として排出されます。また、油の中の灰分と炭素が結合して、ばいじん(すす)として排出されます。こうした硫黄酸化物、ばいじんさらには窒素酸化物や温排水などが、問題となっています。火力発電所では、発電量が百万キロワットの場合、一日約四千、年間約百四十万キロワットという膨大な燃料を使用します。このため、環境や人体への影響を防止するいろいろな対策が行なわれています。

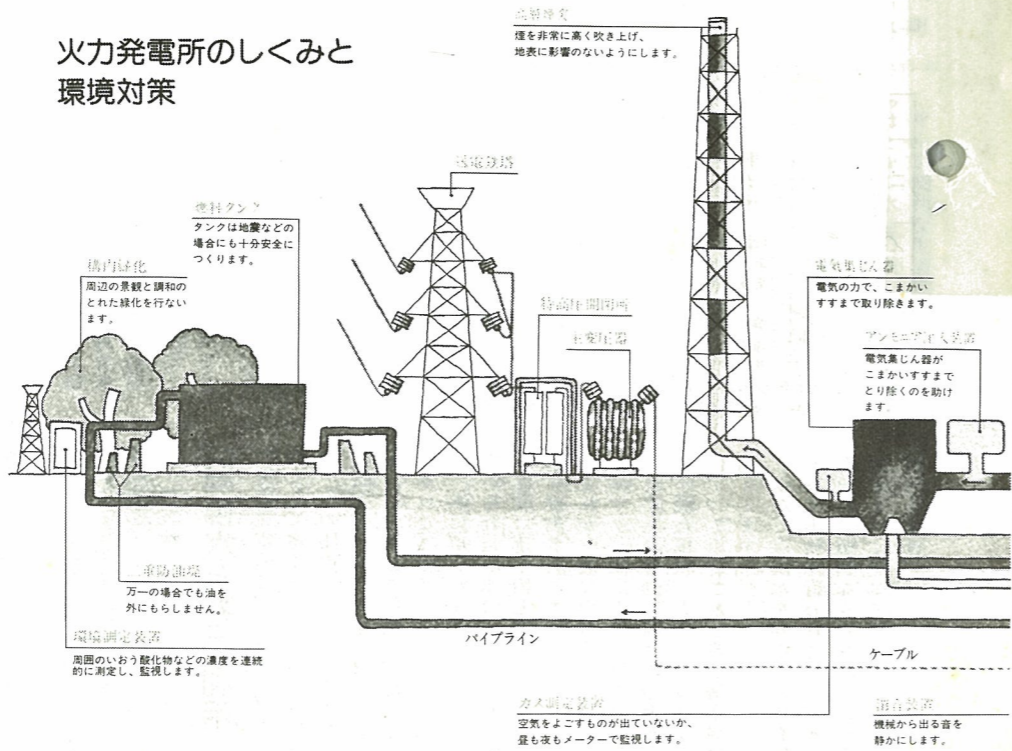
ばい煙の量は、油に含まれた硫黄、灰分の量など、燃料の特性によって異なります。硫黄酸化物の発生量は、使用した燃料に含まれた硫黄分の二倍に相当します。たとえば、硫黄の量が十トンであれば、二十トンの硫黄酸化物が二酸化硫黄(亜硫酸ガス)として発生します。煙の中、二酸化硫黄のごく一部は、煙の酸素と結合して、三酸化硫黄(無水硫酸)となります。このことから、硫黄酸化物の発生量を低くお

昭和52年秋田火力発電所固定資産税調書(別表1)(単位千円)

	1号基35万KW	2号基35万KW	3号基35万KW
	45年8月運転開始	47年2月運転開始	49年11月運転開始
評価額	4,617,391	6,009,046	8,289,650
課税標準額	3,853,679	4,479,272	8,000,806
税額	53,952	62,710	112,011

※税率は標準税率 $\frac{1}{100}$ を使用

火力発電所のしくみと環境対策

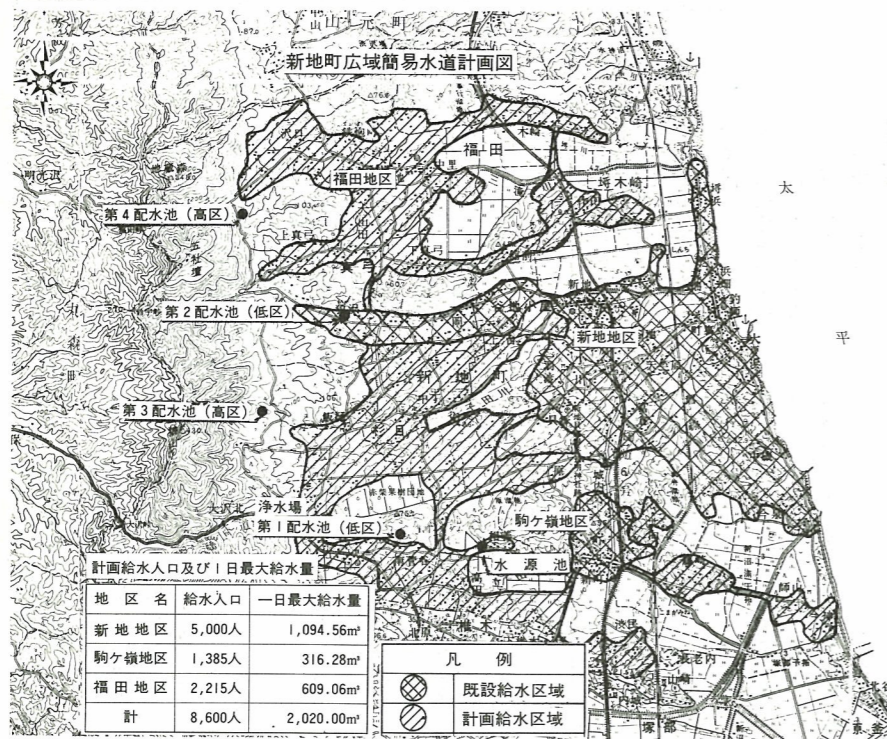


さえるためには、硫黄分の少ない燃料を使用することが第一の条件となります。

ばいじんは、石油系液体燃料では灰分がきわめて少ないため、ごく少量のばいじんが発生します。一般に軽質燃料ほど、ばいじんの発生が少なく、軽質燃料を使用するとともに、適切な燃焼管理を行うことで、ばいじんの発生を低くおさえることができます。

窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)は、油を焼やすことによつて、空気中の窒素と油に含まれた窒素化合物が酸化して発生します。窒素酸化物は、それ自体、呼吸器を侵すばかりでなく、光化学スモッグの原因ともなります。このため、低酸素燃焼、二段燃焼、排ガス混入などの方法で、窒素酸化物の発生をおさえています。

次項に続く



町内全域を給水対象とする広域水道事業が、今年度から着工されます。工事の完成は昭和五十六年度で、完成までに約十億円の工事費がかかる予定です。

広域水道事業に着手 完成までに十億円

町内全域を給水対象とする広域水道事業が、今年度から着工されます。工事の完成は昭和五十六年度で、完成までに約十億円の工事費がかかる予定です。

現在、町には新地簡易水道、駒ヶ嶺簡易水道、真弓飲料水供給施設の水道施設があり、八百五十戸の家庭に給水しています。しかし、毎年、水不足や水質の悪化などに悩まされており、各家庭から出される給水要望にも対応できない状態です。

態でした。こうしたことから、町では、永久的な飲料水の確保と水質の改善の必要がせまられており、今回の広域水道事業の着手となりました。

そんな便利な生活の中で、私たちは、たたく水道の水の貴重さを忘れてがちです。

は相当あります。たとえば、蛇口からポタポタ落ちる水の量は、一時間で約四杯分にもなります。これが糸状の漏水になると、一カ月間でなんと、浴槽二十九杯分にもなってしまいます。

日常のちょっとした不注意が、たいへんなムダを生むものです。六月一日から「水道週間」が始まります。これを機会に、節水の心がけを今いちど新たにしたいものです。

一人一人が節水を一日から水道週間 蛇口をひねれば、好きなだけ水が出る。

浄水場から南沢の第二配水池に送られ、ここから各家庭に給水されます。新地、駒ヶ嶺、福田地区は、給水の合理化をはかるためそれぞれ連絡管で結ばれ、町内一円の配水管網が設置されます。

広域水道事業の着手に伴い、町では四月一日から新たに水道課を設置して、事務処理にあたっていきます。また、特別会計で行われてきた水道事業も計画給水人口が五千人を越えるため、今月から公営企業として行われます。

「環境週間」はじまる

昭和五十年に、全国で排出されたいわゆる「家庭のゴミ」の量は、三千八百八十二万トンにもなりました。

七百万トンという、ぼう大なゴミの量になるだろうと見込まれています。

六月五日から、例年どおり「環境週間」がはじまります。ことしのテーマは「よりよい環境を求めよう」。

これに、会社や工場などからも出る同じようなゴミ二千三万トンを加えると、合計四千二百五十万トンになります。

この量をさらに分かりやすく説明しますと、国民一人が一日あたり千三百三十二個のゴミを出したことになります。また、一・五トンのゴミ収集車で換算しますと、約十三万台分、収集車を一列に並べると約六百キロ、ざっと東京から大阪までの長さです。

これからも、この家庭ゴミの排出量は増える見通しです。環境週間の試算により、七、七年後の昭和六十年には五千



排出規制と監視体制

煙突から排出される煙は、ある速度と温度をもっているため、大気中でうすく拡散されながら、上昇力を失うまで上昇して風下に運ばれ、やがて地上に落ちてきます。そこで問題となるのは、落ちてくる汚染物質の濃度です。落ちてくる汚染物質の濃度は、煙突の高さが高いほど小さくなります。こうしたことから、硫酸酸化物については、煙突の高さに応じて排出限度を定める「K値規制方式」で規制が行われています。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

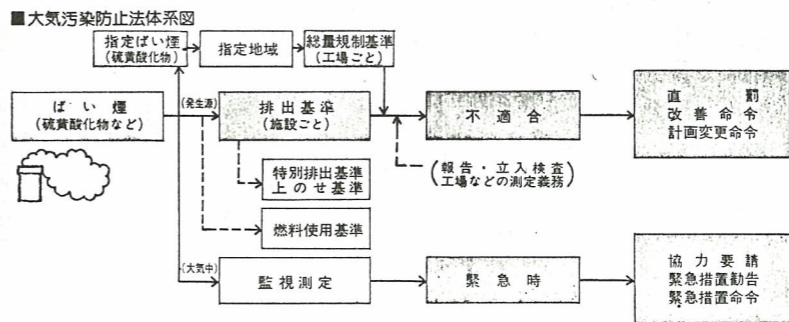
q : 硫酸酸化物の排出許容量
K : 地域ごとに定められた定数
He : 有効煙突の高さ

K値は各地域ごとに定められ、年々K値が小さく、すなわち厳しく

法令等の規制と公害防止協定

大気汚染を防止することを目的として制定されている主な法令、条例としては、

- ①公害対策基本法(特に同法に基づく環境基準)
- ②大気汚染防止法
- ③福島県生活環境保全条例



大気汚染に係る環境基準と公害防止協定

物質	環境上の条件	東京電力広野火力発電所の公害防止協定
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ、1時間値が0.1ppm以下であること	使用燃料の硫黄含有率—0.4%以下(硫黄含有率1%の場合、年平均値で0.0008ppm)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下でありかつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	ばいじん(硫酸酸化物)の排出量—0.03mg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値1日平均値が0.02ppm以下であること	窒素酸化物の排出濃度—110ppm以下(全国15火発の協定値—230—120ppm)

* PPMとは100万分の1の単位をいいます。たとえば二酸化硫黄(亜硫酸ガス)1PPMとは、1m³の空気中に1cm³の亜硫酸ガスが存在している状態をいいます。

温排水とその利用

火力発電所では、重油などを燃料としてボイラーで蒸気を発生させ、その圧力でタービンをまわし、電気を作っています。タービンをまわしたあとの蒸気は、復水器に導かれここで多量の海水で冷却され、水に戻されます。この冷却に用いられた海水は、取り入れた時の温度に比べ約七度上昇して再び海に排出されます。

これが一般に温排水と呼ばれるものです。温排水は、放流の流れによる熱の移動、周囲の冷海水との混合稀釈、大気への放熱などによって冷却され、自然海水温にもどります。

また、温排水を利用した魚介類の養殖実験が行われており、年間を通じて順調な成長を続け、自然海のものに比べて数倍の成長を上げています。

④福島県産業等公害防止条例
⑤新地町公害対策条例

などがあり、火力発電所については、さらに電気事業法があります。これらの法令等で、国、地方自治体ともに、火力発電所の公害をチェックし、ばい煙の排出基準、計画変更命令、改善命令、立入検査などで規制を行っています。

さらに、県、市町村では、住民の健康と生活環境を守るため、電力会社と公害防止協定を結び万全をはかっています。

平均値が0.0008PPMとなり、基準を大きく下回る結果が得られています。

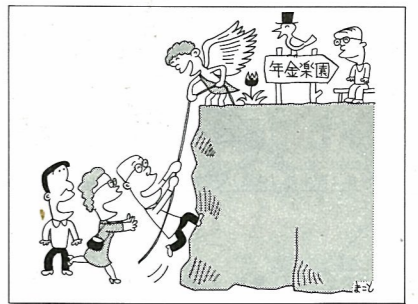
窒素酸化物については、排出濃度を10PPM以下に抑えるというもので、広野火力発電所の場合の法律や条例による規制値130PPMより20PPM低くなっています。この数字は、全国十五火力発電所の協定値(230—120PPM)にくらべても低く、現在全国で最も厳しい規制となっています。

また、ばいじんについても、法律による規制値(1時間値の1日平均値0.1mg/m³)より厳しい0.03mg/m³となっています。

五十五年運転開始を目標に建設を進めている東京電力広野火力発電所(六十万キロワット、二基)の公害防止協定をみると、硫酸酸化物、窒素酸化物など全国一の規制内容になっています。

それによると、燃料油の硫黄含有率が0.4%以下に抑えられている。二酸化硫黄の環境基準は1時間値で0.04PPM、1時間値の1日平均値で0.1PPM、1時間値の1日平均値で0.02PPMとなっており、これを年平均値になおすと0.0017PPM、0.0012PPM程度になります。県公害規制課の調査によると、硫黄含有率1%の場合、二酸化硫黄の年平均値が0.0008PPM、ばいじんが0.03mg/m³以下、二酸化窒素が0.02PPM以下と、

無年金者にも最後のチャンス



年金だより

くわしくは役場住民課にお尋ねください。

一時の思い違いや、経済上の都合などで、国民年金に当然加入するはずなのに、今まで加入しなかった人に、最後の加入のチャンスが与えられます。

この人たちは、今年の七月一日から、昭和五十五年六月三十日までの二年間に加入の手続きを済ませ、滞納していた保険料を納めることができ、滞納保険料額は、一カ

保険料免除の

手続きはお早目!

月につき四千円の割で納めてください。これで老齢年金の受給資格が認められます。

この申出のできる人は、明治四十四年四月二日以降生まれの当然加入するはずの人です。任意加入の人には適用されません。

七月までに手続きをすれば、今年の四月分から向う一カ年間で有効です。

保険料が免除されると、老齢年金は、免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますが、各種の国民年金は納めた人と同様に受ける権利がありますから、滞納のままにせず、必ず役場住民課にお申出ください。

なお、保険料を納められるようになったら、すぐ納めてください。十年以内の分は、旧料金でさかのぼって納められます。

親子一体となった運動会よびもの部落対抗リレー



▲一年生も元気にかけっこ



各馬ゲートインから一斉にスタート... (五年生新地競馬)



児童達の競技に、父兄達も大きな声援



今月の「カメラでこいちは」は、五月二十一日行われた新地小学校春の運動会に出かけてみました。

前日まで降っていた雨もようやくやみ上がり、五月晴れのもと、児童達は元気いっぱい競技をくりひろげていました。

税金がもどります

本人六千円
扶養一人につき三千円

ことしも、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われます。還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときはその税額までとなります。還付方法とその手続きは次のとおりです。

〈サラリーマンの場合〉
本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月、七月ごろ、勤務先から還付されます。

〈事業所得者などの場合〉

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。

〈その他の人の場合〉
今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求してください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を出していない人は、期限後の確定申告をして特別減税を受けることになっていきます。

くわしくは、相馬税務署へ。

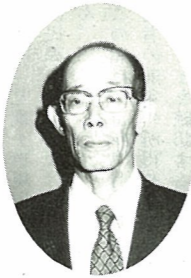
社会教育指導員に

小泉さん就任

町教育委員会に社会教育指導員が設置され、杉目の小泉清三郎さん(59)が就任されました。

小泉さんは、新地中学校をかわきりに中村一中、相馬市立養護学校など、二十六年間教頭、校長などを務められ、この三月退職し、今回の指導員就任となったものです。

年々、学校教育の充実と相まって、社会教育の充実がさげばれており、町では、浜名光春県派遣社会教育主事、目黒寿幸社会教育主事が指導にあたっています。そして、小泉さんの指導員就任で、なお一層の指導体制の充実がはかられました。



小泉 清三郎

このたび、新地町社会教育指導員を任命されました。もとより微力ではありますが、社会教育をとおして、青少年の健全育成と町民社会体育の進展に努力し、重責を全うしたいと思っておりますので、指導御協力をお願い申し上げます。

就任のあいさつ

意見を町政に活用

町職員が町内視察



町職員を対象とした町内施設の視察研修が、五月十九日から毎週金曜日に行われています。

町では、これまでも職員に対する専門知識の研修を行ってきたが、今回の研修はこうした知識を生かして行われている町の事業や施設の視察を行うことで、さらに職員の見聞をひろめようといわれているものです。

職員は四班に分かれて、北原工業団地、町民グラウンド、ほ場整備などの視察を行っており、今日は二日、九日にも行う予定です。

野球リーグ開幕

町の野球リーグが、五月二十八日から開幕しました。参加チームは、次のとおりです。役場、球友クラブ、タイガース、浪民ユニオン、商工会、カージナルス、サンフラワーズ、フェニックス、ST

新地歌壇

新緑の下に集ひて歌詠みて
心あかるき湯の宿の朝
荒 萬
幾歳を経て訪ひければ蕨萌え
新緑の鹿狼今に変わらじ
目黒ます代
夏立ち鹿狼の山は新緑の
匂ひ豊かにしづもりてあり
目黒美津英
新緑の桜の下に歌詠みて
このひとときの心安けし
岡元 三郎
久びさに谷に鳥鳴く宿訪へば
片倉沢に緑したたる
小野 義男
新緑のさなかに咲きし山桜
湯宿のめぐりに青風吹く
横田八重子
山吹きも若葉も匂ふ山の湯は
滝かかりて春ゆかむとす
荒 たまじ
山の湯の初夏の炬燵を囲みつつ
窓辺さやかに山つつじ見る
広川美沙子
流れ入る水澄み透り花びらの
流るる下にひ鯉動かず
太田智恵子
ひととの山桜ありてあふれ咲く
よはい重ねて歩むわびしき
三宅 康
浅緑に全山明き鹿狼峰の
空に浮く雲夏遠からず
加藤けさい

教育雑感

「その一」

教育長 佐藤 洋一

戦後時代が進歩するにつれて、農村においても機械文明の所産という家庭生活は電化機械化され、その中で豊かな生活を送る子どもが非常に多く、従って勤労をする機会が少なく、戦前の子どもとは隔世の感があります。

戦前までの多くの小学校には二宮金次郎の銅像が建てられていました。柴刈り、縄ない、わらじつくり、その間に寸暇も惜しまず勉強する子どものイメージが、そこにうたわれていました。

当時、農村には貧しい家庭が多く、必然的に子どもたちは家業のお手伝いをさせられました。庭掃き、雨戸しめ、家畜の世話、子守りと、夕方まで友だちと自由に遊んで、これは許されなかつたようなんです。私も考えてみると、風呂たき、雨戸しめ、子守り、大きくなつては家畜の世話を受け持っていました。働くこと自身に喜びを感じず

事(受け持ちの仕事)は、ほとんど影をひそめてしまいました。学校においても、勤労を嫌う子どもが現われており、先生が清掃整理など命じてもなかなかうまくいかない様子です。PTAの集りなどでよく聞くことですが、両親たちも生活が楽になったことを背景にして、子どもには苦勞させたくない、不自由させたくないという錯

お知らせ

忘れないで!

児童手当の現況届

児童手当受給者のかたは、毎年六月中に「児童手当現況届」を役場住民課に提出しなければなりません。

この届は、毎年六月一日現在で、受給者の前年の所得や児童の養育の状況などを確認するためのものです。

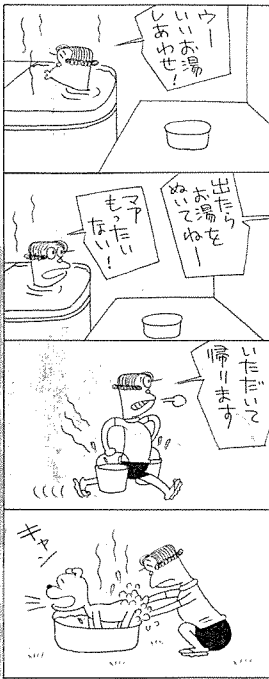
もし、この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、六月分以後の児童手当の支払を受けることができなくなりますので必ず提出してください。

請求をお忘れなく

児童手当は、十八歳未満の児童が三人以上あり、出生順に数えて三人目(中学卒業前)以降の児童一人に対し、月五千円支給されます。

これは役場窓口で、認定請求をすることで権利が発生しますので、

節約セツちゃん



たばこは町内から
買いましょう
たばこ消費税は
町の大切な財源です

インターハイ開会式

観覧希望者は町教委へ
昭和五十三年度全国高等学校総合体育大会の開会式が、八月一日、信夫ヶ丘陸上競技場で開催されます。

観覧希望のかたは、六月二十日

まで、町教育委員会にお申込みください。

◇申込方法
(1) 申込みは往復はがきをもち、一人一枚とすること。



出生届、転入の手続きの際は、忘れず請求してください。(請求届をした翌月分から支給されます。支払いは、六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの四ヶ月分がまとめて支払われます。公務員と三公社に勤めているかたは、勤務先に請求してください。

住民課

寄付のりがら

教育委員会

▽釣師の斎藤恭太郎さん宅で、元治から明治年間の文書がふすまの下張りから発見され、町史編さんの資料にと寄贈されました。

発見された文書は、弥一郎さん(恭太郎氏祖父)が区長や村会議員を務めたときのものが多く、この中には明治二二年の「町村制」施行前、谷地小屋村組戸長役場時代の「第三区世話係、申付候事、但月給三円拾銭支給候事」という辞令書や、明治十一年の村会議員の推せん書など、貴重な文書が入っています。

町史資料としてはもちろん、新地の近代史文書としても重要なもので、教育委員会では永久に保存する計画です。

▽東北電力から五月に行われた春のサーブス旬間の一環として、防犯灯五基の寄贈がありました。贈られた防犯灯は、さつき城、南菅谷、釣師、中島、新地高校入口などにとりつけられました。



四月届出

おめでとございます。

由香	寺島 聖一	大戸浜
広幸	加藤 吉広	新地町
由梨	佐藤 孝一	小川
安以	岡田 敏雄	岡
理恵	門馬 功	岡
裕美	八巻 定男	菅谷
一好	横山 昌利	今泉
直洋	後藤 顕一	中島
幸宏	寺島 吉一	大戸浜
直樹	斎藤 政好	新地町
和久	阿部 茂	城内
重明	伊藤 利雄	高田
典恵	荒 孝市	大山田
静枝	菅野 尚一	今泉
恵美子	佐々木 栄	高田
幸子	斎藤 清	中里
	林 正徳	上真弓

「かあさんのうた」募集
係では、表紙に掲載する「かあさんのうた」を募集しています。「母」と題する詩、作文を二百五十字程度にまとめ、役場企画開発課までお寄せください。また、広報に対するご意見、ご要望もあわせてお寄せください。

四月	11日	釣師漁港打合せ
	12日	相馬方部衛生組合議会特別委員会
	13日	農協総会
	14日	奥之相善宮春の大祭
	16日	自衛隊開庁25周年記念式典
	17日	四月定例市町村会
	18日	新地養蚕組合総会 県建設技術センター役員会
	19日	第二回臨時町議会
	20日	消防団春季検閲、農業改良推進員辞令交付式
	21日	農村総合モデル事業先進地視察
	25日	相馬地方広域市町村圏組合管理者会議
	26日	相馬地域開発特別委員会
	27日	県知事来町
	28日	老人学校講座、区長会、民生委員会
五月	2日	県土地改良管理委員会
	4日	衛生組合議会
	8日	県町村会正副会長会議及理事會

町長日誌

楊中二